

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・ 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 小型船だまり計画	3
港湾の環境の整備及び保全	5
1 港湾環境整備施設計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地利用計画	6

変更理由

1. 利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、兵庫ふ頭地区において、公共埠頭計画、土地利用計画を変更する。
2. 海上アクセスの利便性向上を図るため、神戸空港地区において、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
3. 既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、西部工区地区において、小型船だまり計画を変更する。
4. 小型船の集約化を図るため、兵庫運河地区において、小型船だまり計画を追加し、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 兵庫ふ頭地区

利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

埠頭用地 11ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

[既設の変更計画]

〔 既設
埠頭用地 20ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地） 〕

2 小型船だまり計画

2-1 神戸空港地区

海上アクセスの利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

神戸空港船だまり

防波堤（波除） 延長 280 m [既定計画]

物揚場 水深 4 m 延長 642 m [既設]

小型栈橋 1 基 [既設]

埠頭用地 2 ha [既設の変更計画]

既設

物揚場 水深 4 m 延長 642 m

小型栈橋 1 基

埠頭用地 3 ha

既定計画

防波堤（波除） 延長 280 m

2-2 西部工区地区

既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

長田港船だまり

船揚場 延長 115 m [既設の変更計画]

小型栈橋 8 基 [新規計画]

既設

船揚場 延長 185 m

2-3 兵庫運河地区

小型船の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

苅藻島運河西船だまり

物揚場 水深3m 延長290m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

神戸空港地区における港湾環境整備施設について、土地利用形態の変化に対応するため、以下の施設を廃止する。

〔	既設	〕
	神戸空港地区 緑地 1 h a	

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画の変更に対応するとともに、土地利用形態の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位:ha)

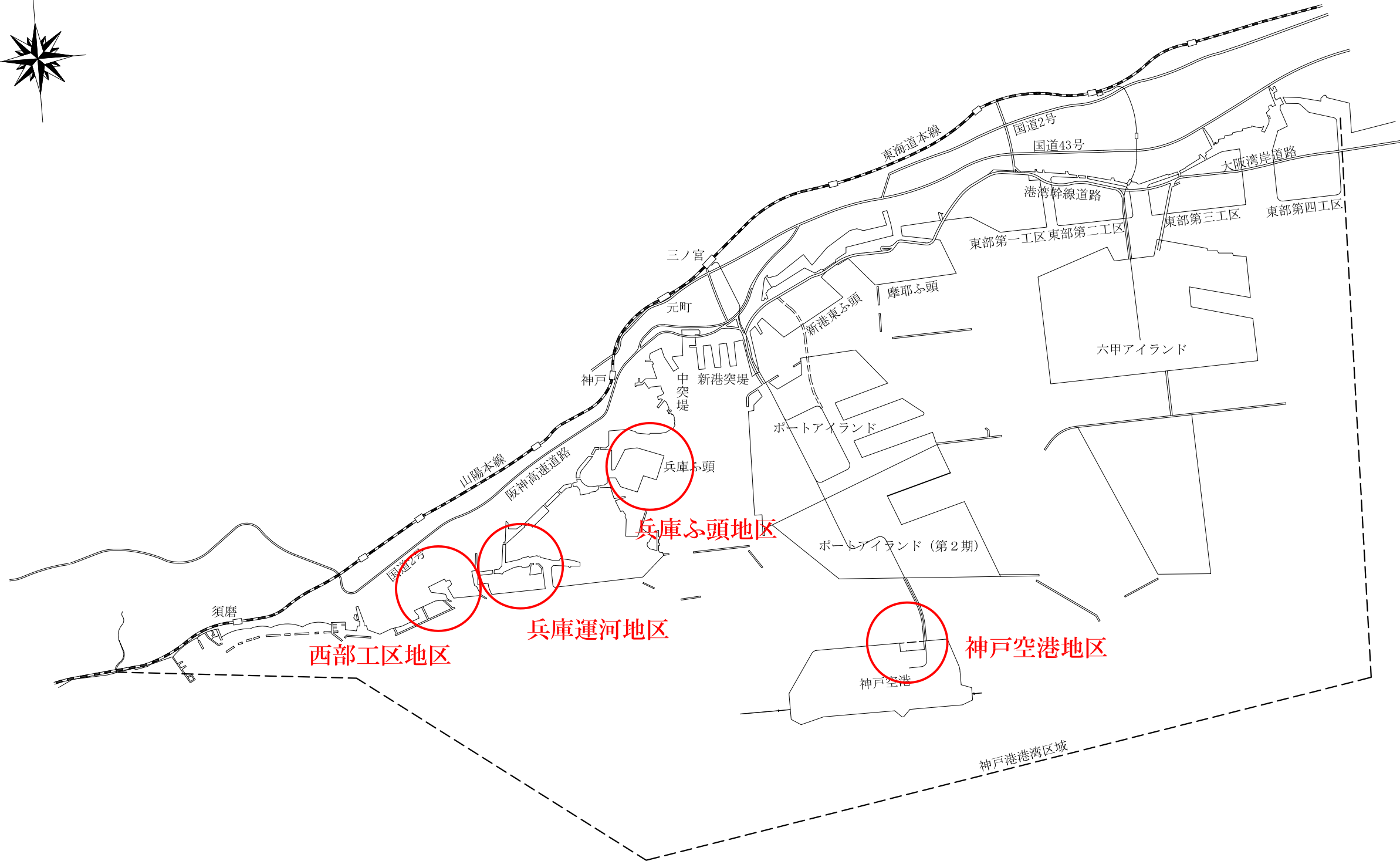
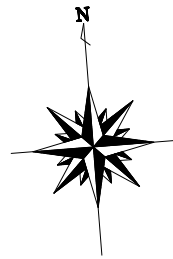
地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	緑地	合計
神戸空港地区	(4) 4	(9) 9		(16) 16	14	(7) 214	(8) 16	(44) 272
兵庫運河地区	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(52) 52			(2) 2	(58) 58
兵庫ふ頭地区	(14) 14	(39) 39		(47) 47	9		(1) 1	(101) 109
合計	(20) 20	(48) 48	(2) 2	(115) 115	22	(7) 214	(11) 19	(203) 439

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所